

鳥取県内水面漁場管理委員会規程

改正 昭和28年3月20日 第17回委員会
同 昭和45年11月27日 第94回委員会
同 平成16年9月24日 第219回委員会
同 平成24年3月26日 第247回委員会

(所事業項)

第1条 鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定めるところにより鳥取県の区域に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。

(事務局所在地)

第2条 委員会の事務局は鳥取市東町鳥取県庁水産課に置く。

(委員会)

第3条 委員会は委員8名をもって組織する。
2 委員会に会長及び会長職務代理者各1名をおく。会長及び職務代理者は、委員の互選により決める。
3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員をおくことができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
2 会長職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたるときその職務を代理する。
3 会長及び会長職務代理者の任期は4年とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。会長事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長、会長職務代理者ともに事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし委員の改選後、最初の委員会は、知事がこれを招集する。
2 委員会は、委員の3分の1以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。
3 委員会を招集しようとするときは、会長は予め議事事項並びに委員会の日時、び場所を開催の日から3日前までに各委員に通知しなければならない。

第6条 委員会は定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。
2 議事は、法令で特別に定める場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
3 委員会の会議は公開とする。
4 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第7条 委員会の会議では、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。
2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したるときは、この限りではない。

第10条 会長は、委員会の議事録を作成し、下の事項を記載する。

- 1 委員会の日時及び場所
- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議決の結果
- 5 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第12条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第13条 事務局は会長が統括する。

第14条 事務局に書記を置き会長これを任免する。

第15条 職員の職は局長、次長及び主事とする。
2 前項の職員は、書記の中より会長これを選任する。

第16条 事務局長は会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。
2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は欠けたるときはその職務を代行する。
3 主事は、上司の命を受け事務に従事する。

第17条 事務局長は、会長又は、その代理者に事故あるときは、その事務につき代決することができる。ただし重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

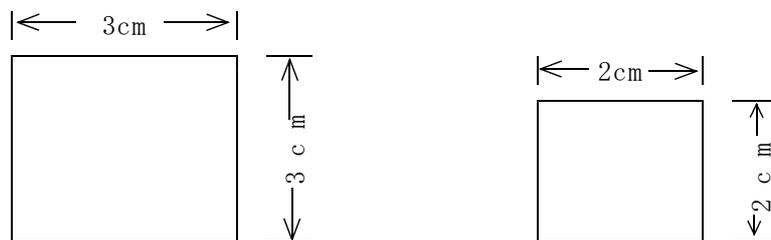
第18条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定めによる。ただし、会長の決裁を受ける起案文書は、電子決裁等システムによらず、紙文書によるものとする。

(給与及び職務)

第19条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他に定めるところによる。

第20条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第21条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。



第22条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

第23条 前各条に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長がそのつど定める。

附 則

この規程は、昭和25年10月23日から施行する。